

2月の無料相談

※祝日は除きます

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	8日(水)	13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	16日(木)	13:30~16:30		相続や契約(賃貸・売買・雇用・介護)などに関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	10日(金)	13:30~16:30	広報広聴課(☎029-350-4864) ※予約は茨城県社労士会	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約時間(平日10:00~12:00, 13:00~16:00)	
土地家屋調査士相談	1日(水)	13:30~15:30	広報広聴課(☎029-259-7400) ※予約は茨城土地家屋調査士会	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約時間(平日8:45~17:00)	
行政相談	15日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
税務相談	7日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センター(ほか) (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階) (☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日 (第1・3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	2・16日(木)	15:00~16:30	まちなか交流ステーション“ほっとOne” (☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
ひきこもり専門相談	21日(火)	10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般精神)	17日(金)	14:00~16:00		精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(老人・一般)	7日(火)	14:30~16:30		精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~15:40	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
		4日(土)	10:00~14:40		
	一般相談	10日・24日(金)	13:00~16:00	日曜休館 家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制	

消費生活センターから

有料動画の閲覧履歴がある!?

☎消費生活センター(☎823333928)

Q 携帯電話に「有料動画の閲覧履歴がある。本日中午連絡なき場合は法的措置に移行する」というショートメッセージが届きました。動画など今まで見たことがないのに「法的措置」と書いてあるので心配です。連絡をした方がよいのでしょうか。

A 身に覚えがなければ絶対にこちらからは連絡せず、無視してください。

ショートメッセージ(携帯番号を宛先にして送受信するメッセージサービス)を用いて、無作為に送り付けられる架空請求メールの相談が後を絶ちません。連絡をすると、高額な金額を請求され、氏名や電話番号などの個人情報業者知られることとなります。

また、大手通販サイトのプリペイドカードをコンビニエンスストアなどで購入するように指示され、裏面に記載されている番号を業者に伝えることにより購入した価値をだまし取られるケースもあります。

スマートフォンやパソコンで動画を少しでも見たことがあっても、**不審だと思ふ請求に対しては不用意に連絡しないでください。**

また、「法的手続き」「強制執行」「訴訟」などの法律用語には感わされないように注意しましょう。

〈探偵業者による二次被害も〉

焦って、インターネットで検索した探偵業者などに相談をしたところ、「個人情報削除しないと大変なことになる」などと不安をおおられ、調査費用を請求される二次被害も増えています。

不安なときは、すぐに消費生活センターに相談してください。